

3. 組織をつくる

前ページのように法人格は様々ありますが、例としてNPO法人の設立について簡単にご説明しましょう。

NPO法人(特定非営利活動法人)とは

NPO (nonprofit organization) とは「**非営利団体**」、つまり、営利を目的としない団体という意味です。市民活動団体に、財団法人・社団法人より簡単な手続きで法人格を持たせるために、1998年、NPO法が制定されました。その結果、さまざまな分野の市民活動団体が法人格を取得し、その数が日毎に増えていることはご存じのとおりです。

ナショナル・トラスト運動もまさに「環境を保全する」という公益を目的とし、団体としての持続性・社会性・専門性・自主性が要求される市民活動であり、NPO法人はその目的に合うなかなか便利な道具といえましょう。制度ができて20年が経ち、トラスト運動でも30近くの団体がNPO法人になりました。

相談窓口

ほかの公益法人より取得が簡単とは言われますが、NPO法人も設立にはやはり一定の手続きを覚悟しなければなりません。まずは都道府県や民間支援団体のホームページなどで情報を集めましょう。さらに都道府県の担当窓口では、設立のための手引きも入手できます。

運動の透明性

NPO法人の透明性を担保するために、個々の団体に情報公開が法律で義務づけられており、いったんNPO法人になったら、事業報告書や活動計算書等、定められたいくつかの書類を所轄庁に提出します。所轄庁ではこれらの書類を一般の人にも閲覧に供しています。こうした事務のためにも、事務局体制を整える必要があります。

市民活動団体であるNPO法人は、運営の資金、労力ともに多くの人の支援と協力に頼るのですから、その人々への責任をきちんと果たすべきで、多額の募金をするナショナル・トラスト団体には、とりわけこの自覚が大切です。

NPO法人化の準備

NPO法人化を決意したら、以下の各項目等についての「案」を作成し、設立総会(または設立発起人会)を開きます。総会で設立を決定したら、所轄庁に申請する書類を作成、設立代表者も決めます。書類の書式については所轄庁が発行している手引きが参考になります。

申請書を所轄庁(主たる事務所が所在する都道府県。事務所が一つの指定都市*の区域内のみに所在する場合は、その指定都市)に提出すると、受理後1か月間の縦覧期間があり、その後2か月以内に審査が行われて認証・不認証が決定します。

※政令で指定された人口50万以上の市

主な必要書類

- ▼ 設立認証申請書
- ▼ 設立趣旨書…その名の通り設立の趣旨を表すもの。
活動目的、活動の必要性、これまでの経緯等をまとめます。
- ▼ 定款(ていかん) …その法人のルールブックです。
所轄庁発行の手引きや同様の活動を行っている法人の定款を、いくつか比較・検討してみると書式の参考になりますが、法人にとって最もたいせつな決まりですから、安易にまねをするのではなく、法の範囲内で、自分たちの活動、運営の方法に適う規則にしておくことが重要です。
- ▼ 設立当初の事業年度と翌事業年度の事業計画書・活動予算書
事業計画書：定款に記載した事業毎に計画を立てます。
活動予算書：法人が行う活動に係る予算を立てます。経常収益は主に受取会費と受取寄附金、受取助成金、事業収益等に分類、経常費用は事業費、管理費に分類されます。事業収益の「事業」は設立時の定款記載の事業名に合わせますので、どのような活動を行うのか決定してから予算を組むこととなります。
- ▼ 役員名簿…設立総会で選任された役員(理事、監事)の氏名、住所または居所、報酬の有無を記載します。